

事務連絡
令和3年1月29日

各都道府県、指定都市、中核市、施行時特例市
開発許可担当部局 御中

国土交通省都市局都市計画課
(公 印 省 略)

日本郵便株式会社が行う業務の用に供する施設である建築物に係る
開発行為及び建築行為の開発許可制度上の取扱いに関する留意点について

貴職におかれましては、平素より開発許可行政の円滑かつ適切な運用にご尽力いただき、感謝いたします。

郵政民営化後の都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）の運用については、「郵政民営化法等の施行に伴う開発許可制度に関する留意点について（技術的助言）」（平成19年8月3日付国都開第6号）において、日本郵便株式会社、郵便貯金銀行及び郵便保険会社が行う業務の用に供する施設である建築物に係る開発行為及び建築行為の開発許可制度上の取扱いを通知しているところです。

今般、郵便局ネットワークを適切に維持すべき旨について、別添のとおり、総務省情報流通行政局郵政行政部企画課長より日本郵便株式会社代表取締役社長兼執行役員社長あてに「郵便局ネットワークの適切な維持について（要請）」（令和3年1月29日付総情企第10号）が通知されたことを踏まえ、日本郵便株式会社が行う業務の用に供する施設である建築物に係る開発行為及び建築行為の取扱いについては、改めて上記技術的助言及び下記の事項に留意の上、適切な運用をお願いします。

また、都道府県におかれましては、貴管内の市町村（指定都市、中核市及び施行時特例市を除く。）に対して、本通知を周知願います。

記

市街化調整区域において日本郵便株式会社が行う「郵便の業務」以外の業務の用に供する施設である建築物に係る開発行為及び建築行為について、法第29条第1項及び第2項の許可並びに第43条第1項の許可が必要となる場合の法第34条及び都市計画法施行令（昭和44年政令第158号。以下「令」という。）第36条第1項第3号の許可の基準の適用については、主として周辺の地域において居住している者の日常生活のため必要な建築物として認められる場合は、法第34条第1号及び令第36条第1項第3号イに該当するものとして取り扱って差し支えないこと。

(公印・契印省略)

総情企第10号
令和3年1月29日

日本郵便株式会社
代表取締役社長兼執行役員社長 衣川 和秀 殿

総務省情報流通行政局郵政行政部
企画課長 菱沼 宏之

郵便局ネットワークの適切な維持について（要請）

貴社は、平成24年に改正された郵政民営化法（平成17年法律第97号）第7条の2及び日本郵便株式会社法（平成17年法律第100号）第5条の規定に基づき、郵便の役務、簡易な貯蓄、送金及び債権債務の決済の役務並びに簡易に利用できる生命保険の役務（郵政事業のユニバーサルサービス）をあまねく全国において公平に利用できるようにする責務を負っており、このため、郵便局をあまねく全国において利用されることを旨として設置することを義務付けられている。

これを受け、貴社において、あまねく全国に郵便局ネットワークを張り巡らしているところであり、令和元年6月には、郵便局ネットワーク維持の支援のための公的な交付金・拠出金制度が創設されたことを受け、貴社に対し、郵便局の必要な新築・改築等を行うことを含め、郵便局ネットワークの適切な維持について要請したところである。

今般、郵便に係るユニバーサルサービスの将来にわたる安定的な提供の維持を図るため、郵便法及び民間事業者による信書の送達に関する法律の一部を改正する法律（令和2年法律第70号。令和2年12月4日公布。）により、郵便法（昭和22年法律第165号）が改正されたところである。

については、貴社におかれては、引き続き、郵便局の公益性及び地域性を十分に発揮し、利用者利便が向上するよう、郵便局の必要な新築・改築等を行うことを含め、郵便局ネットワークの適切な維持を図られたい。特に、耐震性が不足している郵便局については、利用者等の安全を確保する観点から、早期に新築・改築等を行うこととされたい。

なお、郵便局の設置にあたっては、土地利用の動向その他の事情を勘案するとともに、地域住民の需要に適切に対応するよう留意されたい。